神戸市労働組合連合会との交渉議事録

１．日　時：2026 年 10 月 13 日（火）　17：30～17：40
２．場　所：行財政局会議室（１号館 13 階）
３．出席者：
（ 市 ） 行財政局給与課長、給与課係長３名、他１名
水道局経営企画課課長、経営企画課係長
交通局人事総務課長、人事総務課係長
教育委員会事務局教職員給与課長、教職員給与課係長
（組合） 市労連書記長、書記次長３名、他 10 名
４．議　題：住居手当の見直しについての提案
５．発言内容：
（組合） 10 月１日に提出しました要求項目以外の職場からの要求課題について、交渉員から発言させていただきます。
（組合） 給料表の引上げについて、今年も国は中高齢層を大幅に引き上げています。神戸市においても国以上の引上げをお願いします。また、再任用職員の給料について国は、8.5%の引上げをしています。再任用職員は、長年の経験や知識で、職員と同様の仕事をしています。国に負けない引上げをお願いします。また、一時金について一般職員と同月数となるよう努力をしていただきたい。
この間、育児・子育て、介護等にかかる休暇・休業等について、改善されてきていますが、部分休暇について小学生卒業までにしてほしいという声や、介護休暇については使いやすくしてほしいという声もでています。また、職場応援加算制度については、職員の頑張りに応えるものであり、組合員からも評価の高い制度になっています。さらなる職場応援加算の金額の引上げや支給対象範囲の拡大をお願いします。
（組合） 給料表の改定について、中高齢層の離職防止の観点から、安心して働き続けられる給与体系を構築するためにも、中高齢層への配分も十分に考慮していただきたいと思います。
また、2024 年４月１日より、自動車運転者に対し、原則９時間の勤務間インターバルが義務付けられました。しかしながら、現在の有料道路の支給基準では、有料道路が使用できず、通勤に片道約１時間半から２時間かかる職員もいるため、９時間の勤務間インターバルを確保しても、十分な睡眠時間が確保できない状況となっています。また、勤務の特性上、通勤時間帯がばらばらで道路混雑状況によっては通常より大幅に時間を要する通勤経路があります。通勤時間が短縮できる場合については、有料道路が利用できるように認定基準の緩和を検討していただきたいと思います。
中高齢層はこれまでの間、60 歳定年で生活設計を立ててきたところです。しかし、2023 年４月から定年延長実施され、退職金の支給も延長されることとなり、60 歳時に住宅ローンなどを清算する生活設計が崩れ、困っている職員が多数存在します。また、60 歳以降は７割の給与水準になるため、住宅ローンなどが重くのしかかり、厳しい生活状況になっています。このような生活状況を考慮し、退職金を一部支給するなど、何か対策を検討していただきたいと思います。
また、加齢に伴う身体的機能の低下が職務遂行に支障をきたす可能性のある職種もあり、

人材確保の観点からも、誰もが安心して働き続けられるための職務の見直し・配置転換など、早急に環境整備、制度設計を行っていただきたいと思います。

（組合）　職場応援加算について、現状、一人当たりの月額が 6,000 円となっているが、職員が減員されていく中、応援職員の負担が非常に大きくなっており、増加する業務に対する肉体的、心理的負担に見合った金額となっていない。また、応援される側の職員においても業務をお願いするうえでの心理的負担が発生している。そのため、その負担に見合った金額となるよう増額を要求いたします。

（組合）　一点目に、60 歳超えの教職員、再任用教職員への各種手当支給と、一時金を他の職員と同じ月数支給することを、同一労働同一賃金の観点から強く求めます。学校現場では、再任用を含む、60 歳を超えて働く教職員が、他の職員と同様の職務職責どころか、再任用でも学年総務、世話係等の重責を担っている例が数多くあります。職務職責が同様またはそれ以上になっているにもかかわらず、給与が下がる処遇に不合理を感じます。新採用者を増やすとりくみ以上に、学校を支えるベテラン教職員の確保が、学校現場の人材確保策として重要だと考えます。

二点目に、教育事務職員の処遇改善を求めます。教育事務職員は学校にはなくてはならない存在です。基本的にひとりで学校の事務のすべてを担っています。そんな事務職員の処遇で改善してもらいたい点が大きく二つあります。ひとつは、初任給の改善です。教育事務職員には初任給の２級適用がないため、初任給が１級の最高号給に位置する人が出てきています。優秀な人材を確保するために神戸市職員と同じように前歴がある方の２級適用をお願いします。ふたつめは、臨時事務職員の処遇改善です。教員は臨時採用でも長く務めると２級に昇級しますが、事務職員はどれだけ長く働いても１級の最高号給で止まってしまいます。基本的に学校にひとりの職なので、正規の事務職員と同一の労働をしています。採用試験を受けられない年齢の方に長く働いてもらうためにも処遇改善をお願いします。

三点目に、子の看護休暇、介護休暇の拡充を求めます。具体的には子の看護休暇については対象を中学校卒業までにすること、学校行事や臨時休校等への要件を拡充することを求めます。また子の看護休暇、短期の介護休暇ともに、取得期間を対象者一人当たり５日にすることを求めます。学校現場では、子育て、介護を理由とした離職が増えています。子育てや介護をしながらでも離職することなく働ける環境整備をお願いします。

（組合）　まず、１点目ですが、子育て支援休暇の要求とともに介護の方も充実させてください。親の介護を毎週やっている職員が短期介護休暇だけでは足りず年休を消化するということにより疲弊し退職を考えています。毎日、朝、夕と介護をしている職員もいます。高齢層にも理解を示し、介護離職を少しでも減らす努力を続けてください。

そして２点目ですが、通勤時間と距離が大幅に短縮となる、山麓バイパスの通勤利用を通勤経路として認めていただきたい。出張時だけでなく、通勤認定をしてください。

（組合）　以上が各単組からの要求になりますが、各単組の組合員からの切なる思いでもありますので、十分に検討していただきますようよろしくお願いします。

（ 市 ）　ただいま、皆さま方より、2026 年度賃金確定・制度改善及び年末手当等についての検討のご要求をいただきました。お伺いしたお話を含め、対応できるものがあるかについては、引き続き検討を行い、勤務労働条件に関するものにつきましては、今後も皆さま方と協議

してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、皆さまからご要求をいただいたところですが、この場をお借りしまして、皆さま方にお話をさせていただきたいことがございます。

「住居手当の見直し」についてでございます。

― 提案資料配布―

・住居手当の見直しについて（案）

それでは、お配りしております「住居手当の見直しについて（案)」をご覧ください。

まず、「１．内容」でございますが、人材確保及び市内居住促進の観点から、市内居住の借家・借間について、新たに年齢区分を設けたうえで 35 歳未満の区分に係る支給額を、市外居住の借家・借間についてはその支給額を、それぞれ段階的に見直すこととします。具体的な支給額につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に、「２．実施時期」についてでございますが、2027 年４月１日といたします。

以上でございます。

（組合）　提案については、持ち帰り協議します。